

隊員犯罪にみる1960年代の陸上自衛隊

Japan's Ground Self-Defense Force in the 1960s as Revealed in the Crimes of Personnel.

一ノ瀬 俊也*

ICHINOSE Toshiya

本稿は1960年代の陸上自衛隊の実像を隊員たちが隊の内外で引き起こした犯罪を切り口に解明する。用いる史料は犯罪捜査の参考として陸上幕僚監部が作成した『捜査事例集』である。パチンコをはじめとする遊興費に窮した隊員たちは隊の内外で物を盗み、市中の質屋を訪れた。パチンコと質屋が自衛隊と社会の接点の一つとなっていたわけである。もう一つの接点である報道機関は、こと犯罪に関する限り自衛隊にとって警戒の対象であった。

『捜査事例集』からは隊員たちの入隊動機もうかがえた。多くは自衛隊を数年間の職場とみなしていたが、運転免許目当てに入隊した者も多かった。一部の親たちは自衛隊に戦前の旧軍と同様、「人生道場」の役割を期待して息子を入隊させたが、冷戦下の自衛隊もこのことに自らの社会的存在価値を見出していた節すらある。

このように旧軍と自衛隊との連続性がうかがえる一方で、戦前から変わったこともある。それは隊員指導の現場で旧軍的・家父長的な「骨肉の情」という精神論が通用しなくなっていたことである。60年代から70年代にかけての自衛隊は任期制隊員の定員確保→その円滑な再就職→自衛隊の社会的威信向上→定員確保というサイクル確立のため、直接の競合相手である民間企業に倣ったよりきめ細かな指導の方法を模索せざるを得なくなっていたからだ。

キーワード：自衛官、自衛隊員、軍隊と社会、高度成長期

はじめに

戦後軍事史研究のなかで、一般の曹・士クラスの自衛隊員がどのような意識のもと入隊して訓練を受け、除隊していったのかについての考察は、自衛隊に関する同時代の体験記やルポルタージュ的な著作¹を除けば少ない。この隊員の意識というテーマについて先駆的に取り組んできたのが社会学研究者である。サビーネ・フリーシュトゥック²は2001年にある自衛隊駐屯地で行った参与観察などを通じて、男性自衛官における軍人としての「男らしさ」とは何か、どうすればそれを貫け

* いちのせ・としや、埼玉大学人文社会科学部研究科教授、日本近現代史

¹ 加藤好信『兵隊サラリーマン—陸上自衛隊の生活記録』（東京ライフ社、1957年）、毎日新聞社編『素顔の自衛隊—日本の平和と安全』（同社、1968年）など。

² サビーネ・フリーシュトゥック（花田知恵訳）『不安な兵士たち—ニッポン自衛隊研究』（原書房、2008年）。

るか、という「不安」の存在を指摘した。佐藤文香³は士クラスを含めた女性自衛官へのインタビューにより、自衛隊内における男女間の「差異あり平等イデオロギー」の存在と、女性自衛官自らによるその再生産を指摘した。しかしこれらは1990年代以降の幹部を含めた自衛隊員に関する調査であり、それより前の一般隊員を扱ったものではない。そこで本稿では、高度成長下で自衛隊の予算規模が拡大の一途をたどり、社会の様相も大きく変わった1960年代の陸上自衛隊各部隊の実情を、隊員の引き起こした諸犯罪という切り口から考察したい。

用いる史料は、陸上幕僚監部が1960年代に作成した部隊内外犯罪捜査の報告書『捜査事例集』第6・8～12集である。1冊につき百数十頁のB5判の冊子で、各事件の捜査の経緯、処分、「被疑者」の動機や入隊の経緯、得られた捜査上の教訓などを記している⁴。本稿末に掲げた【表1】の記事一覧からわかるとおり、1961年から68年にかけて発生した各種犯罪82件が収録されている。

第8集の冒頭に「本資料は警務隊本部で作成したものである」とあり、全国の各警務隊からの報告を警務隊本部で集約して部内へ配布したとみられる。警務隊は陸上自衛官の犯罪捜査機関で、本稿が考察対象とする1960年代の警務隊は、警務隊本部と5个方面警務隊からなる。方面警務隊のもとに各方面隊の隊区を分担して担任する地区警務隊と（各駐屯地の）警務隊が置かれた。73年3月に駐屯地警務隊は廃止され、師団警備区域に対応する17個の地区警務隊を新編した⁵。

事件の選定基準が不明（唯一わかるのは未解決事件が収録されないこと）、観察も隊員の犯罪や不祥事を捜査し処分を下す側からのそれであり、隊員側にはまた別の言い分がありうる⁶、などといった限界はあるが、それでもなお、行間からは個々の自衛隊員——その多くは2ないしは4年の任期制陸士⁷——の人となり、ひいては自衛隊という人間集団のある特質が浮かび上がってくるように思われる。登場する被疑者⁸はすべて男性とみられる。なお、本稿の記述中に隊員の「知能」に関するものがあるが、半世紀近く前の自衛隊における隊員管理のあり方を学術的に考察するためのもので、いっさいの差別を意図したものではない。

³ 佐藤文香『軍事組織とジェンダー——自衛隊の女性たち』（慶應義塾大学出版会、2004年）、とくに第3章「自衛隊におけるジェンダー——組織と構成員」。また、佐藤『女性兵士という難問——ジェンダーから問う戦争・軍隊の社会学』（慶應義塾大学出版会、2022年）第7章「カモフラージュされた軍隊」は創立から2010年代までの自衛隊における女性自衛官の位置づけとその変遷を考察している。

⁴ 筆者が2021年に古書店より購入。第1～5、7集および第13集以降の所在は不明。

⁵ 荒木肇編著『自衛隊警務隊逮捕術』（並木書房、2020年、131頁）。

⁶ たとえば、1995年に上司のいじめを苦に脱走した海上自衛隊3曹は自衛隊側の事情聴取でそれを話さなかったため、「借金苦で脱走したということになっている」と述べている（三宅勝久『自衛隊員が死んでいく——自殺事故、多発地帯からの報告』花伝社、2008年、109頁）。

⁷ 一般の陸士（旧軍の兵に相当、士長、1等陸士、2等陸士がある）の任期は、1任期（入隊から2年間）と2任期（1任期終了から2年間）からなる。まず2等陸士で入隊して6か月で新隊員課程（前期・後期）を終え、1任期中の入隊から10か月目に1士へ昇任する。1士は1任期末（入隊から1年10か月目）終わりから2任期初めにかけて士長に昇進し、2任期後半の1年の間に陸曹（旧軍の下士官相当）を志望した者が入隊前教育、曹候補課程を経て2任期末（入隊から3年10か月）から3曹に任官し、自衛隊に残る（多田寿美雄〈3等陸佐〉「任期制隊員の教育訓練に関する一考察——任期制隊員の教育訓練体系はいかにあるべきか（#15CGS 兵学研究論文）」『幹部学校記事』217、1971年10月、47頁の「現行陸士教育訓練体系概見表」）。

⁸ 『捜査事例集』は一貫して犯人を「被疑者」と呼称しているので本稿もこれを踏襲する。また、各巻では個人や地名をそのまま記している箇所とイニシャルで表記している箇所が混在するが、本稿の引用では適宜□に置き換えた。

1. 1960年代における隊員犯罪の諸相

(1) 1950年代末から60年代半ばまでの犯罪統計

『捜査事例集』に収録された諸犯罪の実情について述べる前に、1960年代半ばまでに陸上自衛隊内でどのような犯罪がどれだけ発生したのか、その傾向をみておきたい。

警察予備隊設置から自衛隊設立後の1959年度までの陸上自衛隊員の懲戒処分件数については、『自衛隊十年史』に1951年度5,146件（50年以降52年10月14日まで）、52年度1,731件（52年10月15日～53年3月31日）、53年度5,742件、54年度4,554件、55年度5,133件、56年度4,391件、57年度3,695件、58年度3,530件、59年度3,183件との記述がある⁹。同書は59年度の懲戒処分件数について「一般職の国家公務員と比較すると、一般職の3,607件（職員数72万人）に対し、4,680件（隊員数約23万人）」と付記している。

このほか入手できた史料として、陸上幕僚監部編『陸上自衛隊史』の1957～59年度、60～62年度、66・67年度分の「警務」の項に示された統計がある。このなかでもっとも詳細に記述されている1966年度の犯罪状況は【表2】の通りである。

【表2】1966（昭和41）年度陸上自衛隊犯罪の状況

区 分	発生件数	発生率	検挙件数	検挙率	検挙人員	
総 数	(52) 1,243	7.21	(51) 1,204	96.9	(56) 978	
窃 盗	(14) 387	2.26	(15) 354	91.5	(20) 170	
知能犯	詐 欺	43	0.26	43	100	7
	横 領	(1) 27	0.16	(1) 26	96.3	(1) 8
	その他	4	0.16	3	75.0	2
粗暴犯	暴 行	77	0.47	78	101.3	83
	傷 害	124	0.75	123	99.2	151
	その他	(1) 12	0.07	11	91.7	9
性 犯 罪	14	0.08	14	100	9	
凶 悪 犯	10	0.06	10	100	15	
交 通 犯	計	(34) 488	2.75	(34) 330	100	(34) 481
	業務上過失致死傷	(34) 488	1.79	(34) 488	100.3	(34) 332
	道路交通法違反	159	0.96	158	99.4	149
そ の 他	刑 法 犯	(2) 32	0.17	(1) 30	93.7	(1) 29
	特別法犯	25	0.15	24	96.0	14

※（ ）の数字は、部外者で内数を示す。発生率は隊員1,000人当たりの発生件数を示し、部外者の犯罪は含まない。【出典】陸上幕僚監部総務課長編『昭和41年度 昭和42年度 陸上自衛隊史』（陸上幕僚監部、1973年）189頁。

同表によれば、総犯罪件数1,243件（うち部外者によるもの52件）中、もっとも多いのは交通犯488件であり、ついで窃盗犯、粗暴犯、知能犯が続く。

これより前の1957年度の発生件数は2,067件（部外者を含むかは不明）。1,000人当たりの犯罪

⁹ 『自衛隊十年史』編集委員会編『自衛隊十年史』（大蔵省印刷局、1961年）270頁。

率は2.8件で「昭和28年以来の最低の発生率を示している」とされた。窃盗467件、詐欺、横領414件、暴行傷害347件、交通事故は514件。検挙率は90.3%（前年度よりも6%上昇）、刑事事犯のみの検挙率は87.1%（同8.6%上昇）であった¹⁰。

58年度は2361件（部外者を含むかは不明）、窃盗652件（前年度より185件増加）、暴行傷害447件（同100件増加）、わいろ事件72件（同104件減少）、性犯罪22件（同12件、「本年度始めに売春防止法が施行され、その影響が注目されていた」との注記がある）。犯罪発生に対する検挙数は2,066件（検挙率87.5%）¹¹。

1959年度の発生件数は2,449件（部外者を含むかは不明）。過去5年間の平均発生件数2133件に対して316件の増加である。ただし「これは隊員の増加に伴って発生したもので、1000人比でみると5年間の平均値14.2に対して、〔昭和〕34年度は14.21でほぼ同値」と説明されている。刑事事件発生件数（警務官の取扱分のみ）1884件に対する検挙件数は1603件、検挙率は90.7%に達した¹²。

60年度の発生件数は2203件（部外者を含むかは不明）、検挙件数は1905件で検挙率は86.4%と若干低下している¹³。61年度は『陸上自衛隊史』「警務」の項に犯罪状況の記述がない。62年度は1,678（うち部内者1,622）件、「前年度より103件減少し、34年度以降の最低を示した」、「本年度目標の10件をわずか0.31件上回り、ほぼ目標に近い数を示している¹⁴」とされた。

前掲【表2】に示した1966年度の翌年度である67年度は発生件数1467件（うち隊員によるもの1346件）で66年度に比べて224件の増加、発生率は8.05件で同じく66年度に比べて0.84件の増加。首位は交通犯693件（47.2%）、窃盗333件（22.7%）、窃盗333件（22.7%）、粗暴犯220件（15.0%）、知能犯120件（8.2%）であった¹⁵。

こうしてみると隊員の犯罪は50年代末から60年代半ばに至るまで逐次減少していったようにみえるが、1965年9月にはタクシー運転手を殺害した陸上自衛隊士長、制服で強盗傷人を犯した航空自衛隊1士が相次いで逮捕され、防衛庁が幹部会議を開いて「綱紀一新」を図ることになる¹⁶など凶悪犯罪が相次いだ。同庁は同月28日に内局、陸海空の自衛隊人事担当者が会議を開いて「三十七年からことし九月までの入隊者による部隊内の犯罪統計を地域別、年齢別、職種別に作成、傾向を調査」して「問題の所在をつきとめる¹⁷」ことになったが、新聞報道では「盗みや暴力ザタで刑事処分を受けるものが毎年千八百人もいるそうだ。昨年はずこし減って千五百人とのことだが、そんなにも犯罪が多いとは異常だ。世間一般と比較して、二十三万五千人の中の犯罪率として少ないなどといえたことではない」「劣悪者をフルイにもかけず、なぜムリヤリに人数ばかりを多くしようとす

¹⁰ 陸上幕僚監部総務課文書班隊史編さん係編『自昭和32年度至昭和34年度 陸上自衛隊史』（防衛庁陸上幕僚監部、1962年）119頁。

¹¹ 同309頁。

¹² 同523頁。

¹³ 陸上幕僚監部総務課文書班隊史編さん係編『自昭和35年度至昭和37年度 陸上自衛隊史』（防衛庁陸上幕僚監部、1966年）103頁。

¹⁴ 同477頁。

¹⁵ 前掲陸上幕僚監部総務課長編『昭和41年度 昭和42年度 陸上自衛隊史』453・454頁。

¹⁶ 「自衛隊員 凶悪犯罪相次ぐ 防衛庁 30日に「綱紀一新」で幹部会議」『朝日新聞』1965年9月28日朝刊。

¹⁷ 「隊員の教育を再検討 防衛庁 犯罪統計をつくる」『読売新聞』1965年9月28日夕刊。

るのか¹⁸」と指摘されるなど、隊員犯罪の多さが防衛費増額問題とのからみで批判された。

『陸上自衛隊史』の犯罪統計が決して厳密とはいえないことも付言しておきたい。たとえば66年の統計表には存在した「性犯罪」の項目が67年度の表にはない(ゼロとなった可能性もあるが、「粗暴犯」の「その他」(8件)や「凶悪犯」(10件)、「その他刑法犯」(48件、うち12件が部外者)に合算された可能性のほうが高いだろう)など、統計内容の設定に各年度で違いがあるからだ。そのうえ66年度『陸上自衛隊史』の「警務」の項には「方面総監部においては、月又は期ごとに防犯資料として隷下各部隊に配布されているが、犯罪発生件数は人員を計上する際思想を統一する必要がある¹⁹」などとあり、何をどこまで犯罪とみなすかについての統一基準はなかったようである。このように、隊員犯罪の厳密な発生件数や傾向の変化は把握困難といわざるをえない。

(2) 隊内外における犯罪の諸相

『捜査事例集』に収録された諸犯罪には、強制わいせつ²⁰や後述する隊員間の殺人・傷害致死などの深刻なものがある。その一方で各種犯罪中もっとも多いのは窃盗、より正確には同僚の金品を営内班の物入れや浴場の衣服などから盗む行為である。窃盗の件数は実際にはさらに多かったとみられるが、それは被害者からの届け出が少ないからである。警務隊は同書で「貴重品の盗難を届け出ると班長や先任に叱〔ら〕れるので盗られても黙っていた方がよいという考えや、中には叱りつける上級者もいるように思われるが、臆と捜査に協力する面では根本的に異なるものがあることを啓蒙し認識させる必要がある²¹」と指摘している。

警務隊は別のある窃盗事件で被疑者の中隊長が「本人の前途を考慮し、未処置のまま退職させていた」と指摘し、「被疑者が在隊中本事案の一部を認めた時点において、警務隊等へ通知していたならば重ねてかかる犯行は敢行されなかつたであろう²²と、実際にはより多くの盗難が未通報のままであった可能性を示唆する。この中隊長には温情というより監督責任回避の意図もあったかもしれない。

殺人事件も複数記録されている。1964年、被疑者の2士(21歳)は某隊の営舎内で同じ階級の被害者と食器洗いのことで口論になり、「又被害者から呼び出しを受けるものと予想し、相手は柔道2段でとてもかなわないから呼び出されたら刃物で脅かしてやろうと考え、かねてボストンバックに保管していた旧海軍士官用短剣を取り出し、着ていた作業服の下に、かくし持った²³」。被害者が「案の定被疑者を呼び出し」たため、短剣を振りかざして脅かそうとしたところ「被害者が「そんなものが恐しくて世の中が渡れるか」といつて殴りかか^(た)つてため」その左胸を刺し、死亡させた。被疑者は隊内に短剣を持ち込み、被害者はそれを見てもひるまなかつた。2人とも紛争を暴力で

¹⁸ 「天声人語」『朝日新聞』1965年9月29日朝刊。

¹⁹ 同188頁。

²⁰ 1961年7月、士長が外出先で9歳の少女に暴行し、入院加療3週間の傷害を与えた事件。警察との合同捜査で42日後に逮捕され、懲役3年6月の刑が確定。以上は第6集「外出隊員の少女に対する強制わいせつ致傷並びに衣類窃 第370(神町)警務隊」の記述による。

²¹ 第6集「連続した板の間かせぎ事件 第346(山口)警務隊」9・10頁。

²² 第12集「元隊員の隊内侵入による現金窃盗事件 第331(宇治)警務隊」169頁。

²³ 第9集「新隊員間における傷害致死事件 第104(富士)地区警務隊」115頁。

解決しようとしたこと、隊に刀を持ち込んでいたことは、当時の一般社会に存在した殺伐たる「男らしさ」文化のかたちを反映しているようだ。

別の隊内殺人事件（68年）でも、被疑者の1士（年齢不明）が平素仲の悪かった別の1士から「お前みたいなひねくれ者はおらん。お前親がおらんのでそんなひねくれ者になつたのか」などとのしられ、犯人も「馬鹿にするな」とどなり返して双方殴り合いのけんかとなり、その後「何とか返しをしようと居室に戻って自己の寝台下のフートロッカーから刃先の突った果物ナイフ1丁を取り出して」左胸を突き刺し、死に至らしめている²⁴。

65年に隊員間で起こった傷害致死事件では、外出中、酔った他隊の士長に自隊の班長（3曹）を暴行されたと聞いた被疑者（1士、年齢不明）が、その士長の腹を「班長を蹴ったのはこの野郎か。」と叫んで強く踏みつけ、死に至らしめた。報告書は「本件は飲酒と部隊意識が原因であるが、隊員間には予想以上に部隊意識が強く、ややもする時細なことから感情的となり、この種事犯の如く、重大な結果をもたらすことになり勝ちなので、部隊意識を良い方向に向けるべく、教育指導する必要がある²⁵」と指摘している。

後述するように隊員の主な入隊動機は「就職」や運転免許の取得といった個人的なものであったが、同じ隊としての団結意識はそれなりに強かった。飯塚浩二『日本の軍隊』に収められた軍隊経験者の座談会で、飯塚が「歩兵部隊の遭遇戦を念頭においた関係からでしょうか、陸軍では部隊が一つの家族的な結合にたとえられておりますね。中隊長と兵隊たちの関係を親と子のように考えさせている。建前は文字通り温情的な家父長制精神であり、機構というよりも人間的な結びつきを中心にしたものになる」と述べたのに対し、丸山真男は「自分の内務班だけは綺麗にして、隣の班がみていなければそっちの方へ埃なんかやっちゃいますね。それが日本社会の家族的なエゴイズムとよく似ておりますね²⁶」と応じている。戦前日本軍隊の「温情的な家父長制」は1965年の陸上自衛隊にもなお脈々と受け継がれていたとみる事が可能である²⁷。

ちなみに、この被疑者の1士は父親が南方で戦死して家族は母親のみ、「前科としては37.12.28、暴力行為等処罰に関する法律違反で罰金3,000円を科されており、又前歴としては32.1.2、窃盗（万引）、34.10.傷害の2つがあるが、いずれも審判不開始となつてい²⁸」た。入隊に際して定員充足の観点から入隊前の身元調査は十分になされなかったか、されたとしても前科前歴は不問とされたのであった。

当時、防衛庁は隊員の前歴調査が十分でない理由を「十八歳未満のものは、よほどの事件を起しても少年法による保護観察処分になることが多いし、かりに刑事処分になっても、戦前のように前科として戸籍に記入されることはない」うえ、「調査が役目の警務隊は全国でわずか八百六十人。

²⁴ 第13集「隊内管内班における隊員の殺人事件 第384（守山）警務隊」7・8頁。

²⁵ 第10集「外出先における隊員間の傷害致死事件 第355（釧路）警務隊」180頁。

²⁶ 飯塚浩二『日本の軍隊』（東大協同組合出版部、1950年）91・92頁。

²⁷ 「家父長制的な支配・隷属関係、ほとんど家内奴隷制的な関係と特色づけられたところの徒弟制度、年奉季公の世界に支配していた人間関係は、事実上、日本人が全く私的な結社を作り上げる場合にも、表面的には一応公的である結社を作り上げる場合にも、いたるところに再生産されがちな日本的な人間関係の原型ともいべきものであったし、いまでもその基調はあまり変わっていない」（同206頁）。

²⁸ 第10集「外出先における隊員間の傷害致死事件 第355（釧路）警務隊」179頁。

とうてい一人一人をチェックすることはできず、大まかな「要注意人物」の調査は、警視庁や各地方の警察に依頼しているのが実情²⁹と説明していた。

『捜査事例集』を通じて1件のみだが薬物の使用もある。1968年、隊の弾薬庫から銃と実弾を盗んで自殺した事件の被疑者（1士、19歳）は中学の終わりごろから睡眠薬遊びを覚え、「自衛隊に入隊してからも自分はもちろん同僚等に催眠剤、鎮痛剤等を買ってもらい、野放し状態で飲んでいたため、もともと過激な性格が一層不安定な精神状態を呈するようになり、駐とん地から2回も脱柵したり、上司の注意にしはしば反抗する等過激な行動や、薬を多量に服用した直後には、ろれつがまわらない、足もとがふらつく、目がすわる等の状態を示していた³⁰」が、恋人に隊内から電話した際「喧嘩早いことをたしなめられ、かつ2.4に面会を約束したが、剃髪した坊生頭をみられるはずかしさと、或はそれにより「恋人の名」に振られるのではないかという感情が急激に高ぶり「スケのお袋がきた」「女にふられた」等幻想状態となり、発作的に人生を悲観し自殺を決意し同僚に「俺のスーツを口に渡してくれ」「心臓は右か左か」「お前とはもう会えないなあ」等口ばしり、弾薬庫から銃と実弾を強奪して自殺を遂げたのであった。この事件は薬物が氾濫していた60年代の社会状況を反映している³¹。

少数だが幹部（旧軍の士官相当）の犯罪も記録されている。66年に部隊の幹部宿舎などで現金を窃盗・横領した2尉（28歳）は某大学卒業後、幹部候補生として入隊したが「優柔で協調性に乏しく、嘘言を弄することが多く自衛官として不適と思つたと当時の教官は述べ³²た。本人は「実家は酒造業を営み、自分はその大家の御曹子であり、防大出身である」等と関係者をあざむき、特に女性に対しては、いかにも金持ちの坊ちやんであるかの如くみせかけて、自己に注意をひきつけ又たくみに女性心理をつかんで同情心をあおるべく甘言を用いて接近³³していたとされる。自衛隊内には、同じ幹部でも一般大卒の上に防大卒が立つという見えない序列が存在した。

確かに自衛隊は一つの「学歴」社会であった。1967年、自衛隊を退職した後で分とん地売店に侵入した元士長（28歳）は某大学を卒業後に入隊、「大学卒という学歴もあり、幹部になることをめざし、その勤務状況は良好で中隊の上司からも信望が厚く、同僚隊員も口を揃えて、真面目な隊員であつたと評していた³³」が、「幹部〔候補生〕試験に受からなかつたこと、愛人に引かれたこと等」などの理由で退職、「毎日の食事代にも困るほど金銭に窮し」て犯行に及んだ。確かに大学卒の学歴は自衛隊内で威信を獲得したが、それも試験に合格しなければ無意味で転落につながった。

幹部の犯罪は旧軍と自衛隊の人的連続性もうかがわせる。66年に中隊長室から現金を盗んだ1尉（44歳）は戦時中の「〔昭和〕18.4.現役兵として陸軍航空情報連隊に入隊、19.6.同校〔ママ、陸軍航空通信学校か〕を卒業し」て、東京都下の某部隊に勤務、同年12月少尉に任官、その後福島県の

²⁹ 「欠陥だらけの募集方法 自衛隊員 十分でない前歴調査」『朝日新聞』1965年9月28日朝刊。

³⁰ 第12集「弾薬庫警務隊員からの小銃等強奪及び小銃等の不正使用（自殺）事件 第323（久居）警務隊」206・207頁。

³¹ 本人の父親の話によれば「入隊5年位前から睡眠薬遊びを覚え、そのため月に何千円もの小遣を使うようになり、親が慌てて嚴重注意し治療させた」。これを受けた警務隊側は「入隊後も以前と変わらない量を服用していたものと判断した（同205・206頁）。この「睡眠薬遊び」は1961年ごろから青少年の間で流行しはじめ、睡眠薬が規制されると「鎮痛剤遊び」「目薬遊び」へ移行、68年ごろには「シンナー遊び」が開発された（中村希明『薬物依存—ドラッグでつづる文化風俗史（ブルーバックス）』講談社、1993年）146～148頁。

³² 第11集「幹部自衛官の幹部宿舎等における現金窃盗横領事件 第323（久居）警務隊」108頁。

³³ 第12集「元隊員の分とん地売店侵入窃盗事件 第102地区警務隊小平派遣隊」124・125頁。

飛行場通信派遣隊長として勤務していた。しかし復員後「軍隊で味を知った女、酒におぼれて金欲しさに覚せい剤の密売に手を出し、29.8 警察に逮捕（起訴猶予）されるに至³⁴」った。しかしその後の1954年「第20期特別幹部学生（2尉）として自衛隊に入隊」し、戦時中と同じ通信関連の任務に就いていた。この時期の自衛隊は人員確保のため旧軍の実務経験を評価した採用を行い、そのさい過去の逮捕歴は問題とされなかった。

2. 自衛隊と社会との接点

(1) パチンコ

多くの窃盗の動機となったのが遊興費不足である。1960年に起こった連続窃盗事件の被疑者（1士、22歳）は「入隊前の環境と異り給料を貰うようになると、自然に色々な遊びを覚え、暇ある毎に外出しては、酒を飲んだり、バー等の女給と遊び歩いたりしたため、給料を貰っても金は右から左へと消える始末で、タバコ銭にも不自由することが多くなつて来た。又小遣銭があれば売店で買喰いをする等、浪費癖がこうじて来た結果、本件を犯すに至³⁵」。田舎から都会に出てそれなりの収入を得た隊員の中には酒と女遊びを覚え、犯罪にはしる者がいた。

その他の犯罪の引き金として目を引くのがパチンコである。62年に生じた隊内連続窃盗事件の被疑者（士長、年齢不明）は「女遊びが激しい上にパチンコが好きで給料の全部をつぎ込んでしまうように遊べず、自然小口金融や友達から金を借り歩いて、12月の暮には4万円余りの借金が出来て仕舞つた。そこででんとか金を工面しようと考えあぐんだ末、盗みを働く気になつた³⁶」。

63年に同僚から背広や自転車などを詐欺・窃盗・横領した被疑者（1士、年齢不明）も「犯行当時、俸給約11,000円を貰っていたがほとんどパチンコ等遊興費に費消し貯金もほとんどなく、常に金銭に窮し、所属隊においても要注意隊員として指導していたものであつた³⁷」。彼は「昭32.3 県立〇〇高校卒業後、上京し製菓会社（上京中の犯行場所）に工員として就職したが、給料が安かつたため同年11月鉄骨組立工事に従事したが間もなく同作業もなくなつたため大阪に行き、土建業の下請工事の工夫として働いていたが、昭36.8家に帰るように言われて帰省し家事の手伝いをしていたとき自衛隊の勧誘があつて入隊した者である。自衛隊の相対的な給料の高さが彼の入隊動機となつたとみられる。

パチンコが原因で犯罪にはしつた者は他にもいる。66年に同僚から背広を窃盗した被疑者（士長、21歳）は「平素から酒食を好み、パチンコに興じる等無計画な私生活によるのほか、女工員Iとの交際により借財を重ね、41.10.初旬ごろその額は約50,000円に達した」。パチンコ遊びのあとでキャバレーに行き、所持金が不足していたため身分証明書を抵当に取られた。「入門を懸念して帰隊する気持を無くし、更に自分のこれまでの借財についても考えるうち、次第に自衛隊生活にいや気が生じて無断離隊しようと考え、離隊後の逃走費用を捻出するため、同僚の背広を盗み、入質して金

³⁴ 第11集「通信教育中隊長室における現金窃盗事件 第365（仙台）警務隊」199・200頁。

³⁵ 第6集「筆跡鑑定による連続窃盗犯人検挙事例 第344（大村）警務隊」12・13頁。

³⁶ 第6集「隊内における連続現金抜取事件 第101地区警務隊千歳派遣隊」9・10頁。

³⁷ 第8集「所在不明隊員の背広、自転車等詐欺・窃盗・横領事件 第364（秋田）警務隊」23頁。

にかえようと思いつき、本件犯行を決意した³⁸。彼は逃走資金を確保するため同僚たちと借りていた下宿から3人の背広を盗んで質入れした。その後逃走先の福井、八戸、東京都上野ではパチンコ店に就職していた。自衛隊員の犯罪はサラリーマン層における手頃な娯楽としてのパチンコ人気拡大という1960年代—高度成長下の社会情勢と連動していたのである³⁹。

(2) 月賦と質屋

当時の社会情勢との関連で興味深いのは、隊員間における月賦の普及である。1963年にパチンコで俸給の大半を使い、金融業者から借金を重ねた被疑者(1士、年齢不明)は「昭38.3 中旬防衛庁共済組合健軍支部から、「代金完済までは質入れ、又は第三者に譲渡できない。旨の締約をした商品割賦払購入申込書により、代価11,680円の自転車1台を10箇月々賦で購入したが、1回分の支払もしないまま、同月29日市内の某質屋に3,500円で入質してこれを横領した⁴⁰」。その後も借金を増やしてしまった彼は、隊内の自転車置き場から自転車を窃取して質入れした。

67年に現金窃盗事件を起こした被疑者(3曹、30歳)は「41.2.1 部外電器店から、16吋テレビ1台56,000円を月賦で購入する際、部下の名前、印を無断で保証人欄に使用押印してこれを作成提示し、電器店からテレビを購入、更にこれを1週間後には質店に入質又、入質した質札を同僚に10,000円で売却し⁴¹」、他にも複数の窃盗や詐欺をはたらいていた。月賦の普及は、はからずも自衛隊員の犯罪の新たな種となっていた⁴²。

金欠の隊員たちにとって質屋はなじみ深い存在であり、窃盗を犯した被疑者は贓品を質屋に持ち込んで換金した。逆に捜査側の警務隊にとって質屋は事件発生後における第一の聞き込み先となった。ある窃盗事件の解決後、警務隊は「ア 自衛隊員は部外犯罪者のように贓品の処分ルートを持っていないので必ず質屋等を利用するので質屋等の捜査は絶対必要である。イ 犯人は盗んですぐ質屋に持つて行くことはまれで一定期間隠匿している傾向にあるので発見当初1回目触したからといって安心し、又該当がないからといって諦めることなく継続的に捜査を進めるべきである⁴³」との教訓を示している。

質屋にとっても自衛隊員は得意先のひとつであった。63年に隊内外で自転車を続けて盗んだ1士(19歳)の捜査にあたった警務隊が某市周辺所在の質屋約300軒の捜査を繰り返すと「本件被疑者は贓品入質にあたって、何れも、「入質が部隊に発覚すれば、成績に影響するから秘密にしてほしい。」旨を告げて質台帳以外に記録させていた⁴⁴」ことが判明した。警務隊はこのことが事件解決を遅らせたため「質屋捜査に当っては今一歩突込んだ捜査が必要である」としている。質屋は自衛隊

³⁸ 第11集「貸ロッカー保管中の同僚隊員の背広等窃盗事件 第316(金沢)警務隊」132・133頁。

³⁹ 60年代のパチンコ人気拡大については、韓戴香『パチンコ産業史—周縁経済から巨大市場へ』(名古屋大学出版会、2018年)第2章「パチンコ機械メーカーの組織化—なぜ特許プールは成立したのか」を参照。

⁴⁰ 第8集「若年隊員の自転車連続窃盗事件 第386警務隊健軍派遣隊」110頁。

⁴¹ 第12集「隊員居室における現金窃盗事件 第367(久里浜)警務隊」23頁。

⁴² 1960年代における割賦販売の普及については、満菌勇「「かしこい消費者」の成立史をめぐって—割賦販売を手がかりに」(『歴史と経済』243、2019年)を参照。

⁴³ 第6集「陸書、技手の連続窃盗事件 第376(別府)警務隊」15頁。

⁴⁴ 第8集「若年隊員の自転車連続窃盗事件 第386警務隊健軍派遣隊」114頁。

の規律維持よりも、顧客である隊員たちの便宜を優先していた。

66年に生じた隊内腕時計窃盗事件の被疑者（士長、21歳）は、警務隊が同人に重点を置いて贓品捜査を実施した際も「質屋が二重帳簿を作っておりかつ他人名義で入質していた⁴⁵」ため捜査が困難であった。警務隊は「このような場合、通り一辺の捜査では確証を得ることは困難である。従つて日頃からこれら質店の特徴や聞き込み方法等を検討し、かつ店主、店員等との人間関係を良好に保持して積極的な協力が得られるように努力することが必要である」と報じた。ここでも、質屋は自衛隊というお上よりも客である隊員の事情を優先する対応を取っていた。

質屋以外の金融業者にとっても、自衛隊員は得意先だった。66年の現金詐欺事件の被疑者（1士、20歳）では「41.1.14、隊員浴場において□〔同僚〕の運転免許証、印鑑、現金等を窃取し、更に41.2.6窃取した運転免許証、印鑑を利用し金融業者□商事から現金15,000円を騙取したが、簡単に金も手にはいり、しかも別に騒がれなかつたことに味をしめ、6回に亘りつぎつぎと同様犯行を重ね遊興にふけつていた⁴⁶」。被疑者は「かねてから金融業者は自衛隊の制服を着て行けば信用して簡単に金を貸すことを知っていた⁴⁷」ので犯行に及んだ。68年に生じた隊内カメラ窃盗事件の被疑者（士長、20歳）は「次第に酒、パチンコにと夢中になり、俸給だけでは足りず同僚からの借金はもとより、街の金融業者からも要注意とマークされる程で所属隊においても外出を制限して負債を少しでも減らすよう指導に努めていた⁴⁸」。ちなみにこの士長は入隊前は定職に就かず、パチンコで生計を立てていたという。

（3）自衛隊と社会の接点としての盗品

1964年に某隊内で発生した元隊員（在隊時の階級不明、19歳）による車両部品窃盗事件は、我々があまり思い至らないような自衛隊と社会との接点を浮かび上がらせる。警務隊は逃走した被疑者を逮捕するため、下記のように市内各方面に協力を求めた。

始発時刻以後張込継続中であった交通機関発着所の張込班には、被害部隊であり、〔被疑者である〕□の所属隊である第□武器隊からの支援人員3名と共に警務官3名が専従し、飲食店、旅館等からの聞き込みには、警務官3名が部隊近傍地区を重点として、□の立廻事実の有無と、〔関与が疑われた元同僚の〕□士長の身辺内査とを併せ実施、贓品処分予想先に対する協力依頼は更に警務官3名が担当して市内を地区割し、質屋、古物商には各組合長を通じて組合員への至急伝達方を依頼すると共に、捜査員が各店に順次出向したが、連絡組織がない自動車修理業者及び運送会社等に対しては、直接出向することとし、0900各捜査員は急拠作成された□の顔写真を手内に散って行つた⁴⁹。

この事件は、市内の自動車修理工場より被疑者が盗品を売りに来ている旨の通報があったことで解決した。盗品が自衛隊と社会をつなぐ一つの点となっていた。

⁴⁵ 第11集「隊員居室内における就寝隊員からの腕時計窃盗事件 第104地区警務富士警務派遣隊」51頁。

⁴⁶ 第11集「窃取した自動車運転免許証等による金融業者からの現金詐欺事件 第386（北熊本）警務隊」16頁。

⁴⁷ 前註に同じ。

⁴⁸ 第12集「PX玉突場で留守番中の隊員によるカメラ窃盗事件 第332（姫路）警務隊」177頁。

⁴⁹ 第9集「退職隊員の隊内倉庫忍込による車両部品窃盗事件 第380（旭川）警務隊」85・86頁。

もともと、社会の側が常に自衛隊の捜査に協力的とは限らなかった。66年の隊内腕時計窃盗事件では、警務隊側が逃走して氏名通報された被疑者（1 士、20 歳）の立ち寄り先とみた者に対し「被疑者と会ったときの警務隊、警察への連絡手段、引きとめ要領について、具体的に何回も説明し納得させていたにもかかわらず、警務官が捜査に行くまで被疑者が立ち回った事実を連絡してくれなかった⁵⁰」のである（事件発生から1年1か月後、被疑者入隊前の勤務先からの通報により検挙）。

警務隊にとって捜査上の隘路の一つとなったのがいわゆる旧赤線地帯であった。68年に同僚の貯金通帳を窃取し、払戻金を盗んだ被疑者（1 士、19 歳）は逃走後「伊丹新地、尼崎神崎新地、大阪飛田新地、同松島新地、同新世界等、兵庫県東部から大阪市内にかけて所在する色街を転々と放浪し」たが、「旧赤線地帯における金銭使途の裏付けは、売春防止法との関連があつて協力が得られ難⁵¹」かつたという。保身を第一とした「色街」の経営者たちは自衛隊に協力的ではなかった。

(4) 社会と自衛隊をつなぐ報道

社会は報道を通じて自衛隊員の犯罪を知った。その意味でメディアも自衛隊と社会の接点となっていた。そのメディアに対する自衛隊の態度もまた『捜査事例集』より垣間見える。1961年に飲酒のうえ車両事故を起こした1 士（23 歳）がその場で焼身自殺した事件では「本件は自衛隊の規律その他の面で警務隊において処理することが適当である」という理由で「別府警務隊長は大分署交通課長湯布院警部補派出所長と調整の上一切を警務隊において事件処理することにした⁵²」。現場には多くの見物人が集まり、「新聞社もいち早くニュースを開きつけ湯布院部隊に取材にきたが部隊側の適切な処置で単なるニュースとして報道されるに止まり自衛隊の在り方、規律等には触れていなかった⁵³」。自衛隊は社会からの批判を恐れ、事件の露見を極力押さえようとしたのである。

1. (2) に既出の68年に発生した薬物使用隊員の自殺事件では、報道機関に対して下記の対応が取られた。

警務隊はもちろんのこと、部隊関係者は事件の部外に対する秘匿に特に留意しその徹底を図つたが、被疑者が部外病院において死亡しているため、万一新聞記者等に知れることを考慮し、その対処事項について部隊側と綿密に連絡調整し、万全を期していた。そのため事件発生4日後に新聞記者の知るところとなり、それらに対する発表等に関し何等あわてることなく問題点はなかった。この種事犯は、秘匿しきれないことを考慮する必要がある⁵⁴。

このように自衛隊側は隊員の自殺という不祥事の「秘匿」を計つたが、結局のところマスコミの追及からは逃れられなかった。なお、本件では「部外に対する秘匿」が優先されたため、警務隊は「事件が一般に報遇されるまでの間、部外薬局、薬店について睡眠薬、錶静剤等の購入事実の聞込み及び裏付捜査に苦慮した」という。

⁵⁰ 第12集「隊員居室における腕時計窃盗事件 第348（国分）警務隊」20頁。

⁵¹ 第12集「同僚の共済組合貯金通帳を窃取し払い戻しを得た窃盗、私文書偽造同行使詐欺事件 第385（千僧）警務隊」157頁。

⁵² 第6集「車両事故を起した操縦手の火だるま自殺事故 第376（別府）警務隊」4・5頁。

⁵³ 同7頁。

⁵⁴ 第12集「弾薬庫警務隊員からの小銃等強奪及び同小銃等の不正使用（自殺）事件 第323（久居）警務隊」210頁

3. 被疑者たちの入隊動機

(1) さまざまな勧誘

『捜査事例集』は読者の参考に供するため被疑者たちの入隊の動機を記している。多くの者が入隊前に別の仕事をしており、そこでの給料の安さが動機のひとつとなっていた。1961年に連続窃盗事件を起こした少年隊員（2士、年齢不明）は「まつたくの本人のわが儘から継母と仲違いして高等学校を中退したが、それまでに2～3度家出したことがあり、学校中退後自己が家庭の平和を乱すことに気がつき、東京に出て運送会社のトラックの助手をしていた。しかし重労働であり給料も安いことと、実兄が自衛隊員（犯行当時青森部隊の士長）として勤務していたことから自衛隊を志願⁵⁵し、60年6月に入隊した。

65年に武器庫からカービン銃の銃剣を盗んだ2士（18歳）は、中学卒業後、集団就職で名古屋の鉄工会社に就職したが「残業が多く仕事もつらいので転職を考えていたところ、〔昭和〕40.8.盆休間で帰省していた際地連の隊員から入隊を勧誘され⁵⁶」て入隊した。

66年に就寝中の同僚から腕時計を盗んだ士長（21歳）は中学卒業後「千葉市の□製作所で3年間工員として働いたが同僚との折合いが悪く、給料が安いことから□製作所に移り1年を経たころ、自衛隊地方連絡部係官にすすめられ希望に燃えて入隊した⁵⁷」。おそらく自衛隊入隊の動機は「給料が安いこと」であったろう。自衛隊はそのような若者をねらって勧誘し、定員充足をはかっていたのである。

自衛隊員との縁故により入隊した者も複数みられる。たとえば64年にラジオの連続窃盗事件を起こした士長（20歳）は中学卒業後「両親は彼を追出すように大工の親方の許に見習いとして住込ませ」、「1年を経たころたまたま近所に住む自衛隊の某1曹から入隊をすすめられ、希望に燃えて入隊した⁵⁸」。この縁故募集について、元陸上自衛隊3曹の平城小百合は「田舎の高校を出てブラブラしている友人がいる、ということが、隊員から地連へ情報として提供されれば、地連からしつこく勧誘に行くという訳。情報を提供した者が入隊すれば、隊員表彰の対象となる。ひとりの場合五級賞詞、三人で四級賞詞、五人で三級賞詞というから、隊員も積極的である。三級賞詞とは、師団長クラスが与える賞詞である⁵⁹」と内情を明かしている。

隊員の勧誘にあたる地方連絡部（地連）勤務の隊員が犯罪を起こしたケースもある。66年に隊員居室内の現金を続けて盗んだ士長（年齢不明）は「地連勤務となり募集広報係として名古屋市の街頭や競馬場で終日を過ごすようになると、彼の持前の浪費癖が完全に彼を支配し、パチンコや競馬に手を出してからは給料だけではとても足らず、同僚から借金をしたが間もなく同僚も被には金を貸さなくなつてしまった。質屋や金融業者から倍りた金も彼を一層苦しめる結果となり、そして遂に同僚の金を

⁵⁵ 第6集「少年隊員による隊員居室等における連続窃盗（現金）事件 第325（習志野）警務隊」9・10頁。

⁵⁶ 第10集「新隊員によるカービン銃の銃剣窃盗事件 第103（北九州）地区警務隊」89頁。

⁵⁷ 第11集「隊員居室内における就寝隊員からの腕時計窃盗事件 第104地区警務富士警務派遣隊」50頁。

⁵⁸ 第9集「隊員居室におけるトランジスターラジオ等連続窃盗事件 第384（守山）警務隊」172・173頁。

⁵⁹ 平城小百合『アンチ 元3等陸曹の自衛隊記1』（私家版、1974年）27頁。平城は1967年に中学を卒業して少年工科大学へ入校、71年12月、陸自高射教導隊を最後に自衛隊を退職した。平城は1970年度の高射教導隊の縁故募集の成果について月別の表を示し「情報提供四一件に対して〔入隊者〕九名は、成功率二一、九パーセントで、五件に一名入隊している割になる」「二割以上の成功を収めているということは、縁故募集もばかにならないものである」としている（同41頁）。

盗むことで、その苦しみを逃れようとしたのであ⁶⁰った。街へ出て勧誘にあたったことがギャンブルにのめり込み、借金を重ねて犯罪に手を染める契機となったのである。ちなみにこの士長は「金融業者から借りた金が返せず、前任陸曹に肩代りしてもらった頃から前任陸曹への借金の返済、月賦代金の支払い、質受け等数々の負債に給料は借金の返済のためにもらうような有様になってしまった」という。前任陸曹は部下の監督責任上、借金の「肩代り」をなかば強制されていたのではなかったか。

多くの被疑者の学歴は中学・高校卒だが、大卒の者も少数いる。65年に夜間の経理学校通学を申請して外出しながら遊興にふけり、金に困って自動車を盗んだ1士(24歳)は某大学を卒業後、会社勤めをしていたが「見得坊の性格と自尊心はこの会社においても満足することは出来なかった。そこで、39年の秋頃学歴を重視する自衛隊に入隊することを決意し、一応一般隊員として入隊し幹部候補生試験をうけた方が有利と考え、兵庫地連の係官の勧誘にその決心を固め⁶¹て自衛隊に入隊した。すでに述べたように、自衛隊をそれまでの「学歴」により出世可能な職場とみなして入る者もいた。ただし経理学校には一度も出席しなかったところからみて、試験を受ける気ははなからなかったか、入隊後すぐ消えたのかもしれない。

(2) 運転免許の取得

自衛隊員たちの入隊の動機となったのが、隊で運転免許が取れることであった。1971年に陸上自衛隊を退職した元3曹・平城小百合の回想には、「一般隊員の約七割が自動車免許をとることを、目的として入隊してくる」とある。しかし「隊員全員が車両班へ配属される訳はなく、せいぜい一〇人にひとりぐらいのわりあい⁶²」であったうえ、免許を取得した平城が退職の意思を示すと、自衛隊側は「免許をとらしたし、これまでにお金もずいぶんかかっている。最低二年ぐらい勤務してもらわないと困まる⁶³」と引留めにかかった。

その陸上自衛隊側も隊員の入隊動機については「国防という自衛隊の目的を理解し、国民に奉仕するといった大義名分をあらかじめ心得ている者はほとんどいないし、関心ももっていない。やはり技術が習得できるところ、又は精神修養ができるといった認識をもつ者が多い⁶⁴」と認識していた。そして隊員の「車両操縦士適性検査」について「特にここで注意を要するのは、現在任期制隊員の大半が運転免許の取得を希望しているのであつて、隊務遂行のみでなく服務指導上も重要な位置を占めるようになってきている⁶⁵」としている。運転適性の有無—免許取得の可否有無が隊員の服務意欲、ひいては早期離職につながるので、検査は慎重に行わねばならぬということのようである。

⁶⁰ 第11集「隊員居室内の現金連続窃盗事件 第384(守山)警務隊」83頁。

⁶¹ 第10集「偽通学隊員による連続自動車窃盗事件 第331(宇治)警務隊」104頁。

⁶² 平城小百合『アンチ 元3等陸曹の自衛隊記1』(私家版、1974年)36頁。平城は1967年に中学を卒業して少年工科大学へ入校、71年12月、陸自高射教導隊を最後に自衛隊を退職した。少工校入校時に校長が行った「天皇の下に統帥権を」という訓示に反発してたびたび退職を試みたが、「一回目は家族と激論の末反対されてふみきれず、二回目は自衛隊を利用して、高校卒業と運転免許を取ろうと考えて残った」(平城『アンチ 元3等陸曹の自衛隊記2』私家版、1974年、35頁)。

⁶³ 前掲『アンチ 元3等陸曹の自衛隊記2』36頁。

⁶⁴ 陸上幕僚監部第1部編『たま磨かされば』(1972年)85頁。同書は東部方面総監部が1969年8月から72年1月にかけて発行した服務指導月報の記事を編纂した部内用の冊子で、引用箇所は「新隊員の意識の動向を把握し、これを分析して服務指導の資とするため某教育部隊が作業したもの」である。

⁶⁵ 同150頁。

『捜査事例集』にも、運転免許目当てで入隊した被疑者が散見される。67年に部隊内の売店、市中の自転車店から月賦で腕時計や自転車を購入、代金を払わぬまま入質して除隊後の上京資金に充てようとした被疑者（1士、18歳）は「天性の斜視であつたが」、「自衛隊入隊の動機が自動車運転免許取得であり、募集係官の「針視は自衛隊に入ったら病院に入れて治してやる」等の言を信頼し入隊したが、自己の意としていた免許取得の機会が得られない事から自衛隊に嫌気をさしていた矢先たまたま帰省した際、隣家の友人が東京に出て働き相当の収入を得ている事を聞き、自分も東京に出て働きたい。それには自衛隊を退職しなければならないが退職するにしてもすぐやめさせてはくれないだろう。いつそ逃げて行こうと決意⁶⁶」して犯行に及んだ。自衛隊側の観察であるにもかかわらず、募集係官の無責任な甘言、強引な勧誘が犯行の遠因となっていたように読める。

『捜査事例集』はこの1士について「被疑者は取調べに対し犯行を全て認めたものの、詐欺横領等の罪悪意識よりも部隊を無断で逃走したことを強く感じている状況で、若年隊員の精神状態がうかがわれる事件でもあつた」「若年隊員の単純且つまたデリケートな考え方を端的に表わしたものであろう。特に若年隊員については、所属隊員が親身の相談相手となる環境を作り、平素の常統的な個性指導が必要である⁶⁷」と述べている。定員充足のため隊員を是が非でも退職させまいとする部隊幹部の圧力が、この事件の一因となっていたようにみえる。

自衛隊の新隊員勧誘について、当時マスコミから強引であるとの批判が出ていた。1967年の『朝日新聞』は「ポン引き風の二人連れを警官が職務質問したら、自衛官の募集係員だったという話を挙げ、住民票を利用した「適格者名簿」の作成について「住民票の乱用や個人の秘密をあかすことは禁じられているのだから、市町村に違憲行為を強制している」と批判している。

免許取得が入隊動機となった被疑者は他にも複数いる。「出身地で土工をしていたが、自衛隊に入れば自動車運転免許がすぐとれると聞き、自ら志願し⁶⁸」た者（1士、20歳）や「家の手伝いをしながら、免許をとろうとしていたところへ、丁度、叔父から「今、自衛隊で隊員を募集しており、隊員になれば、免許もとれるから入ったらどうだ。」と言われたので、その気になり⁶⁹」入隊した者（士長、22歳）、「親せきに自衛官がいることから、父親は入隊を勧め〔中略、本人も〕自衛隊に入隊すれば願望の運転免許がとれる、と思い⁷⁰」入隊した者（1士、20歳）たちである。

67年に隊内浴場から現金を盗んだ被疑者（階級不明、18歳）は「某中学校を卒業後、職業訓練所（機械科）で1年間教育を受けた後、就職したが短期間に2度も職業を変えた。某日偶々自動車訓練所で運転免許試験の講習中に自衛隊募集係に出会い同人に入隊を勧誘されたことが動機となり⁷¹」

⁶⁶ 第12集「所在不明隊員の月賦名による腕時計等詐欺横領事件 第364（秋田）警務隊」189頁。

⁶⁷ 第12集「所在不明隊員の月賦名による腕時計等詐欺横領事件 第364（秋田）警務隊」192頁。

⁶⁸ 第11集「窃取した自動車運転免許証等による金融業者からの現金詐欺事件 第386（北熊本）警務隊」17頁。

⁶⁹ 第10集「業務隊厚生科貯金保による業務上横領公私文書偽造同行使詐欺事件 第367（横浜）警務隊」165・166頁。

⁷⁰ 第12集「隊員居室における腕時計窃盗事件 第348（国分）警務隊」19頁。なおこの事件でも逃走した被疑者の「立ち回り先の人達」は警務官が「あれほど〇〔被疑者〕が現れたらすぐ連絡してくれるよう、その引きとどめ要領、連絡手段等捜査実施の都度具体的に説明していたにもかかわらず、こちらが出向いていくまで何ら処置をとつてくれなかつた」（6頁）という。

⁷¹ 第12集「隊員の隊内浴場脱衣場からの現金窃盗事件 第380旭川警務隊上富野派遣隊」52頁。

入隊した。募集係にとって自動車訓練所はパチンコ、競馬場など並ぶ穴場となっていた⁷²。

(3) 「人生道場」としての自衛隊

自衛隊をある種の人生訓練の場、道場とみなして入隊した（させられた）者もいた。65年に隊内売店から現金を窃盗した1士（21歳）は高卒後下着の販売会社に就職したが、遊興が高じて他人の金に手を付けたため「会社重役の温情により」63年12月に依願退職、「郷里に帰ったが、周囲の人のすすめもあり自らも、"身を律し、再出発のつもり、で翌39.1.10、就職口として、自衛隊を選び入隊した⁷³」。彼と周囲の人びとにとって自衛隊は「就職口」であると同時に「身を律し、再出発」をはかる、一種の人生道場のように理解されていた⁷⁴。

62年に同僚の貯金通帳を盗んで現金を引き出した1士（22歳）は高校卒業後「同居盗」で検挙（審判不開始）や恐喝（不起訴）で失職、「実家で徒食ののち、近傍の土建業で運転助手をしたり、岡山市内等でバーテンをしたりしていたが、その間、岡山東警察管内で傷害を犯し逮捕（35.4.18）（35.7.3.岡山地検で起訴猶予）される等、漸次生活が乱れると共に、その性行も粗野となつてきた。厳格をもって鳴る実父母のすすめなどもあつて、35.6.28自衛隊に入隊した（岡山地連扱い）⁷⁵」した。「厳格」な両親は息子の更生を期待して入隊させたとみられる。なお、岡山地連は彼の身元調査をしていないか、したとしてもその結果を無視するかたちで入隊させていた。

自衛隊を一種の「人生道場」とみる考え方にもとづき入隊した（させられた）者は他にも複数みられる。1964年に上官から「清掃のことで注意されて激昂し」車両整備工場に放火した2士（19歳）は、「無口で内向的な反面、ちよつとしたことに激昂し、物をこわしたり、書物を破つたり、あるときは母親のちよつとした叱責に激し庖丁で母親の背中を、刺したりする等異常性格の面を表わし、両親は本人の将来について苦慮していた⁷⁶」。このため父親は本人の高校卒業後、「自衛隊こそ本人に適した人生道場と考え、入隊を勧め」た。事件が起こったのは父親が「自衛隊に入隊後は送金もしてくるしよい人生道場だと安心していた矢先」のことであった。

2. (2) に既出の67年に隊員居室から現金を盗んだ3曹（30歳）も、高校在学中に事件を起こして保護観察処分となり中退、「父が公務員であるところから勘当同様となり、悪友とのくされ縁も切れないところから更生をちかつかつて進んで29.8自衛隊に入隊した⁷⁷」が、「進んで」は自衛隊側の建前に過ぎまい。

68年、隊の警衛所仮眠室から現金を盗んだ隊員について『捜査事例集』は「高校並びに就職時頃か

⁷² この風景は同時代人にとっては周知の事実だったかもしれない。歴史学者の井上清は「自衛隊を志願する青少年は少ない。そこで隊員募集係は、たとえば運転免許をとるための教習所へ出向いて、そこへ運転を習いに来る青年に、自衛隊へ入れば月給をもらいながら運転免許をとれる、そのほか後日の職業上に有利なことがたくさんあると、甘いことばで入隊志願を勧誘する」、「自衛隊志願者がこんなに少ないということは、それが国民の支持を受けていないことの、もっとも有力な証明である」と述べている（井上『新版日本の軍国主義 IV 再軍備と軍国主義の復活』現代評論社、1977年、140頁）。

⁷³ 第10集「売店撞球部内における現金窃盗事件 第379（大津）警務隊」75・76頁。

⁷⁴ この時期の自衛隊が広報活動の一環として推進していた学校生徒や企業社員などの体験入隊も同様の考え方を生み出していた。体験入隊を終えたある女子大生は自衛隊を「精神修養の最高の機関」と述べたという（星野安三郎・林茂夫共編『自衛隊—その二つの顔』三一書房、1963年、60頁）。

⁷⁵ 第6集「隊員の貯金通帳等窃取による私文書偽造同行使詐欺被疑事件 第379（大津）警務隊」9・10頁。

⁷⁶ 第9集「性格異常隊員の車両整備工場に対する放火事件 第376（別府）警務隊」78頁。

⁷⁷ 第12集「隊員居室における現金窃盗事件 第367（久里浜）警務隊」37頁。

ら身についた怠け癖と浪費癖は自衛隊に入隊してからも矯正出来⁷⁸）なかったとしている。そして「事件後身柄を引取りに来た、父母は「自衛隊に入隊して安心していたのに」と洩らしていた」という。親の方に自衛隊を子弟の「矯正」「更生」施設とみる考え方があり、それは自衛隊にとっても定員充足上の売り文句の一つになっていたようだ⁷⁹。

68年に隊員浴場で同僚の腕時計を盗んだ1士（19歳）は「同地の中学校を卒業後、名古屋市の鉄工所に集団就職したが、生来の飽きつぼさと、悪事に染まった身体では永続できず、その後、東京、名古屋等の鉄工所、キャバレー等転々として職を変えていたが、将来を安^{〔※〕}じた父母等の奨めと、自らも心身を鍛え直そうと⁸⁰」して入隊した。

このように軍隊を「人生道場」とみなす人びとは戦前から存在した。前掲『日本の軍隊』は敗戦で解体されたばかりの旧日本軍隊について、「ひっきょう人為的に作り上げようとした封建的家族社会のカリカチュアに過ぎなかった」がゆえに「近代化されつつあった一半の日本国民の眼には、流石に時代錯誤だという印象が強く、一方、近代化に反発した保守的心情の持主たる他の一半の日本国民の眼には、これこそ流石にわが「国民の道場」と、頼もしく印象づけられた」と評している。実のところ「一半の日本国民」にとっては旧軍も自衛隊も同じく子弟を鍛え上げてくれる頼もしい「道場」と認識されていたのではないだろうか⁸¹。この点は旧軍と自衛隊の連続性といえる。

4. 服務指導の困難さ

(1) 前歴調査と選考

『捜査事例集』からは当時の陸上自衛隊が直面していた服務指導の困難さも浮かび上がる。その一つが犯罪歴を持つ隊員の多さである。

1965年、歩哨勤務中に携行弾薬を不正射耗した（要するに興味本位で銃を撃ってみた）士長（23歳）について、警務隊は「中学校に在学中、グループで遊ぶ金をつくるため映画館内でドア把手等を盗もうとして検挙され、また銃砲刀剣類所持等取締法違反で取調べを受けた。入隊後も無免許運転により取調べを受けたこともあったがいずれも照会の結果判明したもので、俗にいう捜査なれがしており、^{〔整骨〕}こかつ、内向的性格の持ち主である⁸²」と報じている。この場合自衛隊側が（おそらく警察に）「照会」すれば過去の犯歴はつかめたかもしれないが、入隊時には行われなかった。その理由として自衛隊に対する警察側の非協力的姿勢もじゅうぶん想定される。

64年に駐屯地の外来宿舎から遊興費目当てで現金を盗んだ士長（年齢不明）は、入隊前の17歳のころ少年鑑別所に3か月間入所していたが、それを「所属隊、勤務先部隊とも知らなかった⁸³」。

⁷⁸ 第13集「警衛所仮眼室における現金抜き取り事件 第376（別府）警務隊」41・42頁。

⁷⁹ 自衛隊も自らの使命を青少年の「更生」「矯正」と意識していた節がある。かなり後年のことだが、1982年夏、陸上自衛隊の林栄一郎東北方面總監が記者会見で高卒入隊者の半数近くに補導、非行歴があると述べ、「こうした隊員たちも入隊して一年もすれば、規律正しい生活の中で、ピリッとしてくる」とし、冗談まじりの様子で「自衛隊は更生施設の役割も担っているようですね」と発言して問題となった（『読売新聞』1982年9月30日朝刊）。

⁸⁰ 第13集「隊員浴場における腕時計連続窃盗事件 第386（北熊本）警務隊」100頁。

⁸¹ 戦後社会におけるこうした旧軍観の存在を述べたものとして、大牟羅良「軍隊は官費の人生道場!」（大濱徹也編『近代民衆の記録8 兵士』新人物往來社、1978年）。

⁸² 第10集「弾薬庫歩哨が携行弾薬を不正射耗した自衛隊法違反事件 第326（相馬原）警務隊」201・202頁。

⁸³ 第9集「外来宿舎係隊員の現金窃盗事件 第316（金沢）警務隊」146頁。

64年から65年にかけて、隊員居室から同僚2名とともに現金を続けて盗んだ士長（23歳）は59年に中学を卒業後、各地で働いていたが「36.9.婦女暴行により、1年間、○○○学園で保護された後実家に帰り、37.4.20.○○○市の○○新隊員教育隊に入隊し、○○○部隊を経て、38.12.〔陸上自衛隊〕第○○連隊第3中隊に所属となったものである。同人は入隊前の33.2.19窃盗により保護観察、35.7.17強姦致傷により中等少年院に送られ、入隊後、38.5.20暴行により起訴猶予になった前歴があり、相当のしたたか者であつた⁸⁴」とされる。入隊後になって過去の犯罪の嫌疑が十分認められたにもかかわらず、そのまま在隊し続けたことになる。

前出の65年に隊員居室から現金を連続窃盗した地連勤務の士長は、中学卒業後に入った会社の工事用私財を売り飛ばして遊興費に使ったが、「当時まだ18才の少年であつたために家庭裁判所で審判不開始の決定を受け、会社は引続いて勤務を許した。しかし同僚や上司の間で彼を見る目が変わっておりそこに居ずらくなつた彼は、心気一転のつもりで自衛隊に入隊した。前歴を隠しての入隊であつた⁸⁵」。自衛隊側はそれを見抜けなかったのである。

しかし自衛隊にとって隊員の前歴調査は不可能ではなかった。なぜなら65年に金銭に窮した自衛隊の部外者（年齢不明）が駐とん地の売店に忍び込んでラジオなどを盗んださい、被疑者は「以前、自衛隊を2回志願したが、1回目は学科試験で不合格となり、2回目は身元調査で前科者であることがわかり不合格となつたため、その腹いせに自衛隊の売店荒しを思いつたと自供⁸⁶」したからである。つまり身元調査は行われ、本人が「中学時代、既に窃盗、恐喝の常習者となり、少年院で中学校を卒業、その後も暴行、窃盗、強姦等の悪事を重ね、特別少年院送りとなり、家族中の厄介者であつた。成人してからも定職につかず、他人の家に忍び込み、盗る物がなければ放火する等、極めて凶悪な性格の持主である⁸⁷」ことが選考時にわかっていたのである。自衛隊が隊員の犯歴を「知らなかった」諸事例は、やろうと思えばできたはずの身元調査が不十分であつたことをうかがわせる。それは高度成長下の自衛隊が定員の充足、質より量を優先した結果ではなかったか。

ところで犯罪を起こした少年が更生目的で自衛隊に送られたらしい事例もある。64年に同僚の貯金通帳を盗んで現金を詐取した2士（年齢不明）は、中学卒業後の63年に「友人のカメラを窃取し松山東署に逮捕され少年鑑別所に入所中試験的入隊を条件に不処分となつた⁸⁸」。「試験的入隊を条件に不処分」としたのは鑑別所だが、自衛隊側もそれを知りながら入隊させていた可能性は高い⁸⁹。

『捜査事例集』には隊員の知的能力に関する記述もあり、当時の隊員選考の実態をうかがわせる。64年に倉庫から車両部品を盗んだ元隊員（19歳）について、『捜査事例集』は「内向性であり、緊

⁸⁴ 第10集「隊員居室内における現金連続窃盗事件 第102（東京）地区警務隊」49頁。

⁸⁵ 第11集「隊員居室内の現金連続窃盗事件 第384（守山）警務隊」83頁。

⁸⁶ 第10集「部外者による隊内売店におけるトランジスタラジオ等侵入窃盗事件 第101地区警務隊、札幌警務派遣隊」117頁。

⁸⁷ 前註に同じ。同人が裁判で懲役1年8月の実刑となつたのは、こうした数々の犯歴が加味された結果とみられる。

⁸⁸ 第9集「貯金通帳等の窃盗と現金詐欺事件 第335（善通寺）警務隊」157頁。

⁸⁹ 警務隊は捜査の過程で「県警本部と○2士の本籍を担当する地検等」に犯歴の紹介を依頼、両所から道交法、銃刀法違反の通報を得ている（同154頁）。本人は取り調べに対して「頑強に否認し続け、「証拠があるなら逮捕して呉れ、俺は1年でも2年でも座り込んでやる（少年院に入ってやるの意）御礼参りを忘れるな、大体ポリグラフや少しの普跡で何が判るか」と両手首を出して手錠をかけると勝負をいどみ、捜査陣の裏をみている風であつた」（同155頁）。

張するとどもりがひどく、その上嘘つきであり、知能程度は普通より劣るようであった⁹⁰と記している。

68年、野外演習中に上官の拳銃を盗んだ2士(19歳)は「知能程度が一般隊員に比して低くて、軽そつな行動が多く粗暴性を帯びた要注意隊員であった⁹¹」とされる。彼は「高等養護学院在学中、勉強嫌いから3年で退学」、67年に陸上自衛隊に入隊した。しかし同年10月20日「職務離脱したことが原因で依願退職」し、運送会社で働いていたが「我儘な性格から仕事は長続きせず約1ヶ月でやめ」、68年1月に再度陸上自衛隊として入隊し、事件を起こしている。新入隊員の選考に際して少年の犯歴調査は難しかったかもしれないが、過去の在隊時に起こした不祥事までもが見逃されていた⁹²。

(2) 服務指導体制の欠陥

現場の各部隊にとって、かくも多様な気質と前歴を持つ任期制隊員たちの管理は困難だった。警務隊は1968年に隊員間で生じた殺人事件の教訓として、

被疑者に対しては、部隊側として相当以前から要注意者としてマークし、その善導矯正に努力していた模様であるが、このような真犯隊員については特別の配慮をもつて肌目細かく、刃物類の所持を強力に指導する等の処置が必要であり、また同期隊員の最優秀者と最劣者をマンツーマンとして組み合わせるのは余りにも形式に墮した拙劣な手段であるので、統率者は、隊員の内面心理まで深くどうさつし、実質かつ効果的なシステムを内務指導に生かして使うよう努力すべきであると思料する⁹³

と述べている。前述した通り隊内への刃物の持ち込みが横行していたこと、そして実際の現場では「形式に墮した」隊員管理が行われていたことがうかがえる。

その「形式」的な管理体制については、68年に士長(21歳)が酌量して帰隊した1士を暴行、死に至らしめた事件でも「各営内の班長である陸曹は営外陸曹をあてており、課業時間外における指導は殆んど先任士長がこれに代つてあたっているが、同人は温和な性格のため激情短気な隊員の指導には適格性を欠き不十分であるので、隊員の人選に留意する必要が認められた⁹⁴」と指摘されている。若い隊員たちを直接管理監督する班長は「営外」に居住しているので夜間などは在隊せず、実際の指導は先任の士長が行っていた。警務隊はこのような指導体制の欠陥も犯罪の発生に寄与したと観察しているのである。

隊員の指導管理が困難であった理由に、徴兵制ではなく任期制で入隊した隊員が辞める自由を持つ

⁹⁰ 第9集「退職隊員の隊内倉庫忍込による車両部品窃盗事件 第380(旭川)警務隊」90頁。なお、「親は本人に対しては無関心のようで、元所属隊から家庭通信をしても、返信がない状態であった」(同頁)。

⁹¹ 第13集「野営訓練参加隊員の拳銃等窃盗事件 第380警務隊上富良野警務派遣隊」52頁。

⁹² 陸上幕僚監部が1972年12月に刊行した『心理面からみた隊員指導法』には「入隊後まもなく実施される知能検査が偏差値24以下であっても、ただちに低知能者のレッテルをはるのさし控えねばならない」(12頁)、「低知能者のうち20%~30%の者は隊務に支障なく勤務しているが、残りの者は適応上なんらかの問題をもっている」「かれらが最も生きがいを感じて進んでやる仕事は、単純作業・KP〔食事当番〕・一般訓練などで約60%の者は仕事に生きがいを感じている」(56頁)としたうえで指導法を解説する箇所があり、この時期の自衛隊中央は「低知能者」を組み込んだ選抜・指導体制の構築を目指していたことがうかがえる。なお、本稿は「知能」の如何と犯罪の多寡を結びつけて論じる意図はいっさいない。

⁹³ 第13集「隊内営内班における隊員の殺人事件 第384(守山)警務隊」10頁。

⁹⁴ 第13集「隊内における隊員間の傷害致死事件 第363(八戸)警務隊」118頁。

ていたこと、平等やプライバシーを重視する戦後の価値観に染まっていたことも挙げられよう。63年に駐とん地の厚生科貯金窓口で現金を詐取した3曹（年齢不明）は女性関係や借財を見かねた上司が「再三再四個人指導をしたが、「私生活への介入だ」と言つて反抗⁹⁵」したうえ、「指導に対し「不公平」であるといつて悪感情を抱いており、犯人が自衛隊を退職する際友人に対し、「幹部をアツと云わせるようなことをしてやる」と豪語して⁹⁶」た。

むろん自衛隊側もこうした状況に手をこまねいていたわけではない。上官がこうした隊員に対する個別指導を行っていた。たとえば62年に同僚の貯金通帳を盗んで現金を詐取した1士（22歳）は飲酒により借財8万円を重ね、「ここにおいて漸く所属長等も本人の⁹⁷伯人指導の必要性を痛感、実父等に通報するとともに、編成改編を機に、大隊長伝令に補取⁹⁸替えし、指導管理を適切にする一方、実父からの送金をしばしば受けて借財の返済を図り、節酒を徹底して犯罪への発展を阻止し、同人の自立心の芽生立を期待し⁹⁹」たが、効果はなく事件につながった。

多くの隊員犯罪の原因となった借金について、上官たちが行った個人指導は様々であった。借金問題が原因で同僚の金品を盗んで脱柵した士長（年齢不明、1941年生）は、同僚と相互に借金の保証人となり、「中隊長の指導に反したと言う理由で」同僚共々訓戒に処せられたうえ、「士長は支払能力がないので保証人のお前も半分支払え」と叱責された⁹⁸。彼が「矛盾と反感に苦慮していたところ、その翌日営内班付の3曹が同情し自ら25,000円の現金を貸し与えた。この現金を手にした士長は、当時自分も金融集者から32,000円の借金があつたので、中隊長の耳に入れば更に重い処分を受けることは間違いないと自問し、脱柵を決意した⁹⁹」という。

この事例では、幹部が頭ごなしに叱責する一方、班付の3曹が私財を貸し与えてその場をしのごうという場当たりのともいえる対応がなされていた。彼にとっては不運なことに、自らの発揮した「同情」、好意が部下の犯罪の引き金となったのである。

隊員たちが金に困ったのは、自衛隊側が月々の給料を貯金するよう強く指導したからでもあった。『捜査事例集』は「無理な貯蓄の奨励は日常の小遣銭に窮してかえつて悪の誘惑をうけることにもなるので、余裕のある日常生活ができる程度の貯蓄の奨励が肝要である¹⁰⁰」と述べている。陸上幕僚監部が刊行した隊員指導の手引きの一つである『飲酒指導の参考』（1960年12月）は、1959年度の規律違反による処分3183件中1248件（39.2%）が飲酒に基づく指摘し、各部隊における飲酒事故防止の取り組みを紹介しているが、その一つに「金銭の使い手や金銭管理を教え、貯蓄を奨励する〔中略〕

⁹⁵ 第9集「福岡駐とん地厚生科貯金窓口における多額現金詐取事件 西部方面警務隊特別捜査班」40頁。

⁹⁶ 同44頁。

⁹⁷ 第6集「隊員の貯金通帳等窃取による私文書偽造同行使詐欺被疑事件 第379（大津）警務隊」10・11頁。

⁹⁸ 第9集「所在不明隊員のジープ乗逃げ事件 第101地区警務隊恵庭派遣隊」102頁。

⁹⁹ 前註に同じ。

¹⁰⁰ 第11集「隊員居室内における就寝隊員からの腕時計窃盗事件 第104地区警務富士警務派遣隊」52頁。

飲酒に関しては現金払いに徹するよう指導するとともに、借金を戒め金融業者を監督する必要¹⁰¹⁾を挙げている。貯蓄奨励の第一の目的は任期制隊員の除隊後の生活基盤確保にあったろうが、飲酒に起因する不祥事防止策でもあった。64年に隊内で起こったラジオ窃盗事件について、報告書は内向的な性格の被疑者(士長、20歳)がパチンコに熱中した結果「金銭の使用も無計画となり、前任陸曹にすすめられて始めた積立貯金は、むしろ彼にとって金銭に窮する結果を招来した¹⁰²⁾と述べている。上官の貯金の「奨励」が犯罪の引き金になったかたちである。

隊員たちが任期制、すなわちいずれは自衛隊を辞めていく存在であったがゆえに、生活指導が軽視もしくは放棄されていた感もある。66年、所在不明の1士(年齢不明)が遊興費目当てで横領詐欺、窃盗を繰り返した事件の背景には、同人が「[昭和]41.3.をもって満期退職の予定になっており、中隊では就職の関係で被疑者に思うまま休暇、外出を承諾、許可していた¹⁰³⁾」ことがあった。警務隊は「被疑者は満期退職を予定しており就職口を探すとの理由で外出しては遊興にふけり、回を増すごとに借金がかさんでいる実情^(注)は握り出されず、ついに本件発生に及んだものであり、退職を予定されている者に対する身上は握り、個人指導について十分注意を払い、特に就職の決っていない隊員について重視する必要がある」と指摘している。上官たちが除隊後の隊員を路頭に迷わせるのは体面上不適切と考えたこと、もしくは内心でどうせ除隊していなくなるのだからと考えたことが、監視の不十分につながったのである。

(3) 「骨肉の情」について

自衛隊側は『捜査事例集』を通じ、隊員の服務指導上のキーワードとして「骨肉の情」という言葉を複数回使っている。それは「隊員の生い立ち、家庭の状況、本人の性格などをよく把握して、適切な指導を行ない特に家庭に恵まれない隊員に対しては骨肉の情を以つて、よき相談相手となつてやるが必要である¹⁰⁴⁾」、「生い立ち、家庭の状況性格などをよくは握るとともに、平素からキメ細かい適切な指導を行ない、骨肉の情を以つて、よき相談相手となつてやる必要があつた¹⁰⁵⁾」といった記述にみられる。

この「骨肉の情」は、元は旧軍用語の「骨肉の至情」に由来する。戦後最初期における本格的な日本軍隊論の著者・飯塚浩二はこの言葉について「多分、これは軍隊教育令総則第五十一から借りられ、あまり使いふるされ、磨滅して本来の意味が見失われてしまった、枕言葉のごときもの」であり、「壮丁をつかまえて、おまえはまだ自分で自分の始末もできぬ、頼りない幼弱者同然だ」という扱いを当然

¹⁰¹⁾ 同書所収「東北方面総監部第一部「飲酒についての躰」」23頁。「東部方面総監部第1部「飲酒に対する指導」」には「誰もはじめから飲みたくて飲む人はいない[。]2・3杯の酒が飲めることが社会的に洗練されていると思われたり、とかく周囲に対する気がね、見えから飲酒に進むのである」「こと酒に関しては自衛隊は一般社会とは絶縁してはどうか、換言するならば酒に関して一般社会通念は通用しないということにするのである」「飲酒による事故を本気で除こうとするならば、酒を飲まないことに対して何等の圧力もかからない自衛隊にすることが先決である」(28・29頁)と訴えている。飲酒に関する限り、自衛隊は外部社会と密接な連関性をもつ空間であった。

¹⁰²⁾ 第9集「隊員居室におけるトランジスタラジオ等連続窃盗事件 第384(守山)警務隊」173・174頁。

¹⁰³⁾ 第10集「所在不明隊員の遊興費捻出等にからむ横領詐欺、窃盗事件 第382(青森)警務隊」146頁。なおこの1士も入隊前窃盗の犯歴を有し、当時少年だったため保護観察処分^(注)に付されていた。

¹⁰⁴⁾ 第9集「新隊員間における傷害致死事件 第104(富士)地区警務隊」117頁。

¹⁰⁵⁾ 第13集「野営訓練参加隊員の拳銃等窃盗事件 第380警務隊上富良野警務派遣隊」54頁。

自明の前提とした上で、生物的な親子関係のアナロジーが一举にもちこまれ、部下の人格抹殺に対する反対給付「骨肉の至情」が、思着せがましく主導権を握る¹⁰⁶と批判的に述べている。『捜査事例集』で「骨肉の情」という言葉を使って指導の充実を求めたのは、また自衛隊に多数が勤務していた旧軍経験者であったはずだ。

しかし1960～70年代にかけての陸上自衛隊の史料を読んでいくと、人員確保、早期離職防止の観点から、「骨肉の(至)情」とこれに基づく指導は事実上否定されていくことに気づく。

前掲の陸上幕僚監部編『たま磨かざれば』は、ある部隊で区隊長の方針に反し、遊興のため貯金の引き出し額を改ざんした10人の新隊員の話を紹介している。これを知った区隊長は「全員を整理させ、自らの教育の至らなかつた反省から出た大粒の涙をポロポロ落しながら、激しい鉄拳をくれたうえ、じゅんじゅんと彼らの行為の非なることを説き聞かせた」。隊員たちは「全員が激しく肩をふるわせて前非を悔い、区隊長に許しを乞うたという。そんなことで10人の彼らには、その区隊長が一生忘れることのできない人となつたようである¹⁰⁷」。

『たま磨かざれば』は「この際、鉄拳制裁はもちろん許さるべきではない。だがこの区隊長だからこそ、それが愛の一撃となつたのであつて、たれもが真似すべきことではない。あくまでも私的制裁でありそれは非である」と評している。たとえ家父長的な存在が「骨肉の至情」にもとづいて振るう「愛の一撃」であっても、「私的制裁」「非」として完全否定されているのだ¹⁰⁸。

殴打に代わる罰としての腕立て伏せについても、同書は「こんなをリモコン式私的制裁といい、やらせておいてほつておくに至つては漫画にもならない。あとに残るのは、それを命じた人に対する軽侮の念だけである」と否定し、「話せば分る。分れば実行する。そんな若い人たちの気持をよく理解し、それに情熱を注ぐことこそ先決ではあるまいか¹⁰⁹」と提言している。

むろん同書がそう述べたからといって、隊員の教育現場から「私的制裁」がただちになくなったわけではない。防衛庁人事局が1979年に編集した『懲戒処分事例集』は「窃盗・詐欺・恐喝・単純横領」などと並んで「私的制裁」を立項し、同年1月22日に「〇〇教育連隊」の2曹が隊員2名を「応答態度等が悪いことに激^{〔怒〕}こうし」で殴打、全治3週間の傷害を与え、「改^{〔懲〕}しゆんの情顕著」との理由で処分「軽減」のうえ停職3日となった旨を記録している¹¹⁰。

だが本稿ではこのような隊員の「気持」を優先する指導精神の導入を唱えていた自衛隊側の事情について注目してみたい。自衛隊にとって重要なのは、犯罪や事故の防止もさることながら、下記のとおり、『たま磨かざれば』の記述のとおり、隊員の早期離職を防ぎ定員を確保することであった。

¹⁰⁶ 飯塚浩二『日本の軍隊』（東大協同組合出版部、1950年）173頁。

¹⁰⁷ 前掲『たま磨かざれば』27頁。

¹⁰⁸ 「骨肉の情愛」は前掲の1960年『飲酒指導の参考』にも複数回登場する。同書所収の第7混成団G-1「飲酒事故防止施策研究会の結果各隊の参考になると認められた事項」には「(各小隊長)の骨肉の情愛による積極的指導排除」との文言がある(51頁)。「排除」の意味が不明だが、「新隊員については、条件付期間(6箇月)中によく観察し将来性の不適格者は早期に排除すべきである」(46頁)という一文とあわせ考えるならば、入隊後における不適格者の「積極的」排除もまた、泣いて馬鹿を斬る式の「情愛」の発露として正当化、奨励されていたのではないかと推察される。

¹⁰⁹ 前掲『たま磨かざれば』27頁。

¹¹⁰ 防衛庁人事教育局人事第1課編『懲戒処分事例集』(1979年)62頁。なお、同書には海上自衛隊の「〇〇衛校〔術科学校〕で後輩を殴打した1士が「相手にも非あり、未成年、改しゆんの情顕著、動機純粋」という理由で処分を「軽減」され、減給3月1/15となった事例(64頁)なども収録されている。

とくに寒心にたえないのは、若年（次）隊員の離職である。／かれらがなにかにひかれて、任満を待つことなく退職していったとしても、かれらを 100%満足させるものは、現在の世想では恐らく数少ないものと見なければなるまい。精神面も充実し、技術もりつばに身につけ、さすがは自衛隊出身だけのことはあると賞賛され、援護センターであつ旋したその会社でそのあと永続して勤務ができるよう任期を全うさせて、隊員像の形成を図ることがまことの愛情であり、自衛隊の威信を保つ道でもあろう¹¹¹。

60年代の高度成長下で、自衛隊は民間企業と直接の人員獲得競争を強いられていた。そのことは『たま磨かざれば』が、

今の若い青少年層で、進学を除いては、進むべき道を自ら選択し、自ら行動を起こそうとする者はきわめて少ないと言われる。というのは、坐つていてもひく手あまたで、条件の良いところが沢山あるから、人がひいてくれるレールに乗りさえすればいいのである。／それかあらぬか、企業のアンケートを見ると（45年3月、毎日新聞）、自ら就職先を選定して入社する者は約20パーセントに過ぎず、あとの者はすべて他人の強い勧誘によつて入つた、としている。このことは自衛隊とても例外ではなく、自主的に志願して入隊する者の率は企業とほぼ同等に近い数値を示している¹¹²。

と述べていることからわかる。犯罪抑止もさることながら、自衛隊の定員、そして社会的「威信」を保つためには、競争相手に倣つた、よりドライな人員管理体制の導入が必要となつたのである¹¹³。

任期制自衛隊員に対する防衛庁のまなざしも60年代から70年代にかけて変化していた。たとえば1970年の『防衛白書』は、

自衛隊は、国民教育の場としての機能を再検討し、その教育訓練を国民の社会生活の一環としては握し、両者の関係を正しく位置づけ、自衛隊と産業社会が適切な相互依存関係をもつて、互にその発展を助け合うという関係をもつことは、1970年代における労働力の不足、科学技術の進歩、防衛力の整備等の相関関係を考え合わせたとき、非常に重要な問題であるといわなければならない¹¹⁴。

と述べている。この指摘は戦前の良兵良民思想の単純な焼き直しともいえるが、高度成長を経た自衛隊がもはや戦前的な意味での「国民教育の場」（「道場」？）ではなく、「産業社会」に積極的に貢献しうる「国民」育成の場とみなされていることに注目したい¹¹⁵。

『捜査事例集』における「骨肉の情」という言葉と『たま磨かざれば』におけるその否定は、自

¹¹¹ 前掲『たま磨かざれば』213頁。

¹¹² 同20頁。

¹¹³ 『たま磨かざれば』も「物がなくなることが多い。訓練のきびしいのはいいが物がなくなつたら「ああそうか」とすまざすに、きちんとやつてほしい」といった新入隊員の声を拾つてはいる（84頁）が、服務指導の全体的な主眼は犯罪抑止もさることながら早期離職の防止、定員確保にあると読める。

¹¹⁴ 防衛庁編『日本の防衛—防衛白書』（大蔵省印刷局、1970年）62頁。

¹¹⁵ こうした観察は同時代においてもなされていた。たとえば前田哲男は1977年に「自衛隊は兵士層にとって一種の職業訓練施設であり、すこし固苦しい点を考えれば青年道場とでもいえるだろう」、自衛隊により「彼らに望まれていることは旧軍の伝統を継承したり、過度に熱狂したり、隊内で累進を志すことではなく」、1970年版防衛白書のいう「精神的、技術的教育を受けて近代工場の技術者に劣らない能力を持つた「規格化された模範青年となることである」と指摘している（前田「神話への吸引と反発〔自衛隊員〕」『現代の眼』18-4、1977年、111頁）。

衛隊が徴兵制に依拠する浪花節的な旧軍の影響を脱し、志願制「軍隊、ならではのドライな人員管理へ転換していった様を象徴するようである。

おわりに

『捜査事例集』の諸事例から浮かび上がってきたのは、1960年代の自衛隊と社会の間に存在したさまざまな接点である。その一つが質屋である。質屋はパチンコをはじめとする遊興費確保の場であり、警務隊は犯罪発生のために捜査を行ったが、必ず協力が得られるとは限らなかった。質屋にとっては、自衛隊ではなくその隊員たちの便宜をはかることが儲けにつながったからである。犯罪に月賦で購入した物品を代金を払わぬまま入質する行為は、高度成長期ならではの犯罪と言えるかもしれない。もう一つの接点である報道機関は犯罪に関する限り自衛隊にとって警戒の対象だった。

それら以外に自衛隊と社会の接点となったのが隊員たちの親である。隊員の多くは運転免許目当てに入隊したが、一部の親たちは自衛隊に戦前の旧軍と同様、「人生道場」の役割を期待して息子を入隊させた。冷戦下の自衛隊も、そこに自らの社会的存在価値を見出していた節すらある。

このように旧日本軍と自衛隊との連続性が見出された一方で、戦前から大きく変わったこともある。それは隊員指導の現場で旧軍的、家父長的な「骨肉の情」という精神論が通用しなくなっていたことである。60年代から70年代にかけての陸上自衛隊は任期制隊員の定員確保→その円滑な再就職→自衛隊の社会的威信向上→定員確保というサイクル確立のため、直接の競合相手である民間企業に倣った、よりきめ細かな指導の方法を模索せざるを得なくなっていた。その具体的な様相は別稿にて論じたい。

【表1】陸上幕僚監部編『捜査事例集』（第6、8～13集）所収事件一覧

	件名	扱	年月(昭和)
第6集	外出隊員の少女に対する強制わいせつ致傷並びに衣類窃盗事件	第370(神町)警務隊	36.7.29-36.9.30
第6集	張り込みによる板の間かせぎ検挙事件	第365(仙台)警務派遣隊	36.12.19-37.1.18
第6集	少年隊員による隊員居室等における連続窃盗(現金)事件	第325(習志野)警務隊	36.6.3-36.6.17
第6集	食用油の過熱が原因の隊員食堂全焼事件	第367警務隊久里浜派遣隊	36.11.1-37.1.5
第6集	2人の容疑者により難行な腕時計等の窃盗事件	第385(守山)警務隊	35.6.8-36.12.23
第6集	連続した板の間かせぎ事件	第346(山口)警務隊	36.6-36.12
第6集	隊員の貯金通帳等窃取による私文書偽造同行使詐欺被疑事件	第379(大津)警務隊	37.3.2-37.3.20
第6集	投資熱こうかれ同僚から現金横領事件	第323(久居)警務隊明野連絡班	35.5-36.6
第6集	雨樋を利用してPX2階に侵入した窃盗被疑事件	第333(福知山)警務隊	35.8.1-
第6集	筆跡鑑定による連続窃盗犯人検挙事例	第344(大村)警務隊	35.10.20-36.6.26
第6集	陸曹、技手の連続窃盗事件	第376(別府)警務隊	36.3-
第6集	車両事故を起した操縦手の火だるま自殺事故	第376(別府)警務隊	36.5.27-
第6集	隊内における連続現金抜取事件	第101地区警務隊千歳派遣隊	37.4.21-37.5.21
第6集	札幌地区病院の誤投薬による業務上致死事件	第(真駒内)警務派遣隊	37.4.5-37.5.16
第6集	青年幹部の連続窃盗事件	第328(滝川)警務隊	32.12.20-36.5.16

第8集	逃走歩哨の武器不正使用による防衛物損かい等事件	第380 (旭川) 警務隊留萌派遣隊	38.11.12-38.11.20
第8集	所在不明隊員の背広、自転車等詐欺・窃盗・横領事件	第364 (秋田) 警務隊	38.7.10-38.7.20
第8集	厚生科物資倉庫係の長期間にわたる煙草窃盗事件	第102 (東京) 地区警務隊練馬派遣隊	39.2.3-39.2.6
第8集	部隊職員による展示即売業者に対する月賦詐欺事件	第102 (東京) 地区警務隊檜町派遣隊	38.4.25-38.5.10
第8集	ポリグラフ検査には弱かつた連続現金抜きとり犯人	第332 (姫路) 警務隊	38.4.1-38.4.13
第8集	警務官の突発の機転により解決した現金窃盗事件	第384 (守山) 警務隊豊川派遣隊	38.12.29-39.1.8
第8集	隊員居室内等における現金等連続窃盗事件	第385 (千僧) 警務隊	38.11.10-38.11.27
第8集	新隊員居室における連続現金窃盗事件	第376 (別府) 警務隊	[38.8.23-38.10.10]
第8集	若年隊員の自転車連続窃盗事件	第386警務隊健軍派遣隊	[38.10.4-38.12.6]
第9集	福岡駐とん地厚生科貯金窓口における多額現金詐欺事件	西部方面警務隊特別捜査班	39.8.26-40.3.19
第9集	隊員の隊内売店におけるトランジスタラジオ等窃盗事件	第103地区警務隊小倉派遣隊	39.8.26-40.3.19
第9集	性格異常隊員の車両整備工場に対する放火事件	第376 (別府) 警務隊	39.3.15-39.3.17
第9集	退職隊員の隊内倉庫忍込による車両部品窃盗事件	第380 (旭川) 警務隊	39.7.25-39.7.27
第9集	所在不明隊員のジープ乗逃げ事件	第101地区警務隊恵庭派遣隊	39.9.18-39.9.21
第9集	新隊員間における傷害致死事件	第104 (富士) 地区警務隊	39.10.27-39.10.29
第9集	不寝番勤務者の貯金通帳窃盗及び現金詐欺事件	第365 (仙台) 警務隊	39.10.3-39.10.6
第9集	外来宿舍係隊員の現金窃盗事件	第316 (金沢) 警務隊	39.7.29-39.9.17
第9集	貯金通帳等の窃盗と現金詐欺事件	第335 (善通寺) 警務隊	39.8.15-39.8.20
第9集	隊員居室におけるトランジスタラジオ等連続窃盗事件	第384 (守山) 警務隊	39.10.11-39.10.21
第9集	元隊員の在隊中におけるテレビ等窃盗事件	第385 (千僧) 警務隊	39.4.10-39.7.7
第10集	陸曹居室内における現金窃盗事件	第334 (海田市) 警務隊	40.5.4-40.5.26
第10集	隊員居室内における現金等窃盗事件	第364 (秋田) 警務隊	40.3.9-40.4.8
第10集	隊員居室内における現金連続窃盗事件	第102 (東京) 地区警務隊	39.12.28-40.8.25
第10集	売店撞球部内における現金窃盗事件	第379 (大津) 警務隊	40.7.26-40.8.17
第10集	新隊員によるカービン銃の銃剣窃盗事件	第103 (北九州) 地区警務隊	40.5.25-40.5.26
第10集	偽通学隊員による連続自動車窃盗事件	第331 (宇治) 警務隊	40.11.17-40.11.29
第10集	部外者による隊内売店におけるトランジスタラジオ等侵入窃盗事件	第101地区警務隊、札幌警務派遣隊	40.10.6-40.10.29
第10集	航空マニヤ少年のヘリコプター格納庫侵入による航空ヘルメット等窃盗事件	第386 (北熊本) 警務隊	40.11.26-40.12.16
第10集	所在不明隊員の遊興費捻出等にかからむ横領詐欺、窃盗事件	第382 (青森) 警務隊	41.3.10-41.3.17
第10集	業務隊厚生科貯金係による業務上横領公私文書偽造同行使詐欺事件	第367 (横浜) 警務隊	40.7.20-40.8.31
第10集	外出先における隊員間の傷害致死事件	第355 (釧路) 警務隊	40.6.20-40.7.2
第10集	弾薬庫歩哨が携行弾薬を不正射耗した自衛隊法違反事件	第326 (相馬原) 警務隊	40.7.1-40.9.27
第11集	窃取した自動車運転免許証等による金融業者からの現金詐欺事件	第386 (北熊本) 警務隊	41.5.19-41.10.23
第11集	定期貯金証書窃取による私文書偽造同行便詐欺事件	第332 (姫路) 警務隊	41.5.27-41.6.29
第11集	隊員居室内における就寝隊員からの腕時計窃盗事件	第104地区警務富士警務派遣隊	41.7.12-41.11.5
第11集	警衛勤務隊員の業務上横領並びに銃砲刀剣類所持等取締法違反事件	第382 (青森) 警務隊	41.7.30-41.8.2
第11集	隊員居室内の現金連続窃盗事件	第384 (守山) 警務隊	41.7.30-41.8.13
第11集	幹部自衛官の幹部宿舍等における現金窃盗横領事件	第323 (久居) 警務隊	41.9.28-41.10.15

第11集	貸ロッカー保管中の同僚隊員の背広等窃盗事件	第316（金沢）警務隊	41.10.3-42.3.13
第11集	駐とん地地下委託売店内における背広等連続窃盗事件	第102地区警務隊市ヶ谷警務派遣隊	41.11.9-41.11.16
第11集	駐とん地売店における万年筆等の窃盗事件	第101地区警務隊真駒内警務派遣隊	41.11.12-41.12.23
第11集	通信教育中隊長室における現金窃盗事件	第365（仙台）警務隊	41.11.21-42.2.28
第11集	隊内即売会場におけるトランジスタテレビ等の窃盗事件	第101地区警務隊千歳警務派遣隊	41.12.6-42.2.27
第12集	隊員居室における腕時計窃盗事件	第348（国分）警務隊	41.9.3-42.10.14
第12集	隊員居室における現金窃盗事件	第367（久里浜）警務隊	42.2.10-42.4.1
第12集	隊員の隊内浴場脱衣場からの現金窃盗事件	第380旭川警務隊上富野派遣隊	42.4.18-42.5.8
第12集	駐とん地委託売店における腕時計の連続窃盗事件	第103地区警務隊久留米派遣隊	42.4.29-42.6.9
第12集	日曜下宿先における同僚隊員の背広窃盗事件	第384（守山）警務隊豊川派遣隊	42.8.11-42.10.5
第12集	休暇隊員による隊内売店におけるカメラ等の侵入窃盗事件	第370（神町）警務隊	42.8.13-42.8.24
第12集	元隊員の分とん地売店侵入窃盗事件	第102地区警務隊小平派遣隊	42.9.11-42.10.1
第12集	隊員浴場における現金自動車運転免許証等連続窃盗事件	第386（北熊本）警務隊	43.1.24-43.3.27
第12集	同僚の共済組合貯金通帳を窃取し払い戻しを得た窃盗、私文書偽造同行使詐欺事件	第385（千僧）警務隊	43.1.26-43.2.14
第12集	元隊員の隊内侵入による現金窃盗事件	第331（宇治）警務隊	43.3.1-43.3.25
第12集	PX玉突場で留守番中の隊員によるカメラ窃盗事件	第332（姫路）警務隊	43.3.2-43.3.9
第12集	所在不明隊員の月賦名による腕時計等詐欺横領事件	第364（秋田）警務隊	42.8.25-42.12.9
第12集	弾薬庫警務隊員からの小銃等強奪及び同小銃等の不正使用（自殺）事件	第323（久居）警務隊	43.1.30-43.2.8
第13集	隊内営内班における隊員の殺人事件	第384（守山）警務隊	43.12.4-43.12.6
第13集	厚生科物資係の現金、カメラ等の業務上横領並びに公文書偽造同行使詐欺事件	第313（霞ヶ浦）警務隊	43.9.16-43.10.17
第13集	隊員居室内における私物箱内からの現金窃盗事件	第382（青森）警務隊	43.6.15-43.7.4
第13集	警衛所仮眼室における現金抜き取り事件	第376（別府）警務隊	43.8.5-43.8.7
第13集	野営訓練参加隊員の拳銃等窃盗事件	第380警務隊上富良野警務派遣隊	43.8.5-43.8.13
第13集	旅行狂い隊員の貯金通帳等窃取による私文書偽造、同行使詐欺事件	第316（金沢）警務隊	43.9.5-43.9.10
第13集	隊員居室における脱衣服からの現金窃盗事件	第348（国分）警務隊	43.9.14-44.2.14
第13集	隊員浴場における腕時計連続窃盗事件	第386（北熊本）警務隊	43.11.30-43.12.20
第13集	中隊武器庫からの拳銃窃盗事件	第101地区警務隊千歳警務派遣隊	44.3.29-44.4.19
第13集	隊内における隊員間の傷害致死事件	第363（八戸）警務隊	43.11.19-43.11.22
第13集	自衛隊LMI型機墜落による業務上過失致死事件	第335（普通寺）警務隊	43.8.16-43.11.14

※「件名」は各事件に付されたタイトルをそのまま転記している。〔 〕内は目次やタイトルに記載がなかったため、本文中の記述より補足した。